

長久手市児童館の概要

資料 5

事業名	児童館事業				
施設名	青少年児童センター	下山児童館	上郷児童館	長久手西児童館	長久手南児童館
対象小学校区					
運営形態	公設公営				
根拠法令等	児童福祉法（第40条）				
市要綱等	長久手市児童館の設置及び管理に関する条例、長久手市児童館の管理及び運営に関する規則				
開設年	平成20年	昭和53年	昭和55年	平成6年	平成7年
場所	岩作中島7番地1	下川原14番地50	前熊志水10番地2	久保山2110番地	長配二丁目1003番地
事業概要	児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、異年齢児、地域との交流の場とすることを目的とする。健全な遊びを通じた児童の指導、家庭児童の相談及び指導、子ども会・母親クラブ等の育成助長、学習の場の提供などを行う。				
対象者	市内在住の児童（0～18歳）及びその保護者、市内在住の児童で構成する団体				
定員					
利用時間	3～10月：午前9時～午後5時30分まで 11～2月：午前9時～午後5時まで 【休館日：日曜日、祝日、年末年始】				
利用料	無料				

平成26年4月に市が洞小学校区に児童館を開館する予定です。これで、全ての小学校区に児童館が整備されます。

児童センター・児童館を利用できるのは、全ての市内在住児童とその保護者です。小学校区に関係なく、市内の全ての児童センター・児童館を利用することができます。